

(写)

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第13号

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和61年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 省 略 2 この条例において「不良の状態」とは、あき地が次の各号のいずれにも該当する状態にあることをいう。 (1) 省 略 (2) 省 略 （助言、指導及び勧告） 第4条 市長は、あき地が不良の状態にあるとき、又は不良の状態になるおそれがあるときは、当該あき地の所有者等に対し、<u>当該状態の是正に必要な措置について必要な助言又は指導をすることができる。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による助言又は指導を受けた所有者等が当該助言又は指導に係る措置をとらなかった場合において、当該所有者等に係るあき地が不良の状態にあるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告をすることができる。</u> （公表） 第5条 <u>市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その内容を公表することができる。</u>	（定義） 第2条 省 略 2 この条例において「不良の状態」とは、あき地が次の状態にあることをいう。 (1) 省 略 (2) 省 略 （市長の指導助言） 第4条 市長は、あき地が不良の状態にあるとき、又は不良の状態になるおそれがあるときは、当該あき地の所有者等に対し、<u>雑草等の措置について必要な指導又は助言をすることができる。</u>

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を行おうとするときは、あらかじめ当該所有者等に弁明の機会を与えなければならない。

(代執行)

第7条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由がなく、その命令に従わない場合において、他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該所有者等の行うべきことを行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(立入調査等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をあき地に立ち入らせ、若しくは調査をさせ、又は関係人に対し必要な質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市が行う事務又は事業において保有する情報であって、あき地の所有者等に関するものを、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

(除草等の命令)

第5条 市長は、あき地が不良の状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除草その他不良の状態を除去するよう命令することができる。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対して、あき地の所有者等の情報の提供その他必要な事項について協力を求めることができる。

2 市長は、前項の協力を得るために、この条例の規定による助言、指導、勧告等の内容及び前条の規定その他の正当な手続により得られた情報を当該関係機関に対し提供することができる。

第10条 省 略

第6条 省 略

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。